

第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 2 年 11 月 27 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 2 年 11 月 30 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 2 年 11 月 30 日 午後 1 時 46 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	山本繁樹
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
税務課長	市原修二	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 12 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 13 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 承認第 10 号 | 専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第 74 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 75 号 | 阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 76 号 | 阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 77 号 | 阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 78 号 | 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 79 号 | 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 80 号 | 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 81 号 | 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 82 号 | 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 83 号 | 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 84 号 | 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 16 | 議案第 85 号 | 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 17 | 議案第 86 号 | 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 18 | 議案第 87 号 | 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について |
| 日程第 19 | 議案第 88 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑） |
| 日程第 20 | 議案第 89 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 21 | 議案第 90 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 22 | 議案第 91 号 | 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 23 | 請願第 3 号 | 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願 |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書の修正、度々で誠に申し訳ございませんけれども、今回また一部誤りがございましたので、訂正をして、お詫びを申し上げたいと思います。

まず、議案書をお願いを申し上げます。1 ページめくっていただきまして、目次のページ数の欄になってきます。議案第 82 号、阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、ページ番号「27 ページ」といたしておりますが、「37 ページ」でございます。

2 か所目の訂正になります。議案書 28 ページをお願いを申し上げます。議案第 79 号に関する訂正であります。中段よりやや上のほうに、附則「この条例は、公布の日から施行する。」となっておりますけれども、適用期日が漏れておりました。「この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。」加筆をお願いを申し上げます。

3 か所目になります。32 ページ、参考資料、新旧対照表になってきます。2 行目に「阿蘇市税特別措置条例」というふうに記しておりますけれども、これにつきましては、「阿蘇市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 240 号）」でございますので、ここも修正をお願いを申し上げます。

先般の 9 月議会においてもこういった修正がございましたし、3 月議会においても訂正がございました。非常に私も申し開きのできない状況でございます。しっかり見て、何とかこういった軽微なミスをなくすように努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 17 番議員、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 一言。今、総務部長から断りの答弁がありましたが、毎回毎回こういうのが出てきて、どういうチェックをしているんですか。その流れを教えてください。そして、今分かるならば、事前に分かるはずじゃないですか。ちょっと甘くはないですか。ただ毎回毎回断りを言って、次は頑張りますと、しっかりしますということだけではちょっとおかしいんじゃないですか。その辺の流れを、誰がチェックして、誰がその次チェックして、この議案書を出しているか。そして、いつこれをどうして発覚できたか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まず、担当課から決裁が総務に回ってきます。それに基づいて、私まで見た上で、市長、副市長にやります。はっきり申し上げまして、すべて私の最終的なチェックミスとしか言いようがありません。分かったものとしては、先週金曜日、最終的に議案の勉強をする中で疑義が生じた。条例改正の中でどうしても条文の改正だけに注視し過ぎておりました、ページ数とか、その辺が完全に抜けていたということで、すべて私の責任というふうに私は思っております。すみません。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 私の責任ばかりじゃなかろうと思いますが、もう少ししっかりやってください。毎回毎回こちらの聞くほうも残念でなりません。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 11 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 11 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

議案集 1 ページをお開きください。ただ今議題としていただきました報告第 11 号、専決処分の報告について、御説明いたします。

提案理由。本件は、令和 2 年 7 月 6 日、阿蘇市的石において発生した物損事故について、同年 10 月 6 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 ページをお開きください。専決処分の内容でございます。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定いたしました。損害賠償の相手、記載のとおりでございます。事故の詳細、令和 2 年 7 月 6 日午後 3 時 30 分頃、阿蘇市的石 120 番 10 地先、市道の石車帰線において、甲が走行中、道路の穴により前後右側タイヤ等を損傷しました。損害賠償額、市は甲に対し 2 万 1,517 円を支払う。甲の損害額 3 万 5,861 円、市の過失割合 6 割。和解事項、本事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたします。本年 7 月は長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、特に 7 月 3 日から 8 日にかけて九州では多数の線状降水帯が発生し、熊本県では大雨特別警報が発表されるなど、長雨が続きました。当市道は、的石と車帰を結び、県道菊池赤水線と県道河陰阿蘇線につながる幹線道路であり、北側復旧ルート開通までは多くの方が利用される道路でありました。事故現場は、上水道配水池付近でございます。道路パトロールにより補修を実施した後でございましたが、雨水と通行する車両の振動により舗装が剝がれ、その穴に乗り

上げた車両の右側タイヤ及びホイールが破損したものであります。

今後の対応といたしまして、北側復旧ルート開通により交通量も減っております。交通規制も可能となりましたので、抜本的な対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） おはようございます。9 番議員、園田でございます。

ホイールまで破損しているということで、最近見ただ目でタイヤの扁平率が非常に薄いタイヤで、ほとんどホイールで走っているような車に若い子たちがよく乗っております。例えば、整備不良車両ではなかったということですよ。もし車種あたりが分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 車種につきましては、日産エルグランドのミニバンでございます。タイヤにつきましても若干扁平でございますが、整備不良ではございませんでした。警察とも立会いが終わっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 今から、タイヤの破損は結構専決処分が出ておりますので、そういうところのタイヤの確認だとか、整備がきちんとされていた車なのか、そういうところの確認もしっかりしていただきたいと思います。賠償相手の方の住所と名前まで書いてあるので、できれば年齢あたりもここに表示していただければ、大体このくらいの年齢の方というのが分かるかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） その記載関係につきましては全体的な話でございますので、御相談して進めさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

事故が起こった場所の確認ですが、ここは的石の上水道から送っているところですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、その横になります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） この件は、私も一般の人から注意を受けて、雨降りに通ったら、水がゴーゴー流れ込んでいっていると。ちょうど東京で陥没事故が起きて、陥没するとじゃないかというようなことがあって、市役所にも電話して、市役所からも来ていただきました。ちょうど横断の側溝が入っていたから、そこに水が漏れていっているということで。でも、その後、かなり長い期間、穴埋めができていなかったから、注意があったときに、もっと早く手立てをしたらよかったかなと思いますが、いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今回は、事故前の梅雨前にパトロール時点で舗装補修はかけておりました。雨が続きましたものですから、舗装補修しても、また剥げるという繰り返しで、いちごっこの状態の中で事故が発生したという状態で、抜本的な補修が必要かなというふうに考えております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） おはようございます。3番、児玉です。

なかなか路面が損傷して、少しでも傷があると、そのときに雨が降った場合、かなりの圧がかかって、穴が大きくなるという現象は多く見られます。これは補修された直後にまた雨ということで想像はできますけれども、お尋ねしたいのは、この過失相殺がされておりますが、これの割合とかの根拠はどういうことでございますか。

○議長（湯淺正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） お答えさせていただきます。

的石の件につきましては60対40ということになっておりますが、そもそも50対50が基本でございますが、この中で運転手が回避できたか、予見できたかという点で過失修正を行うことになっているそうでございます。今回の件は、雨が降っており、道路の状況が分かりづらかったので、過失修正を行い、60対40ということになっているとお聞きしております。

○議長（湯淺正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 50対50がそもそものスタートということですね。分かりました。

それと、この関連ですけれども、市道、また管理する道路はたくさんありますが、117名の区長さんがおられます。この方々の道路の陥没とか、損傷とか、こういう情報をやはり会議で上げてもらうような、そういう施策はされておりますか。

○議長（湯淺正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 道路とほかの件もですけれど、区長要望という形で随時上げていただいているような状況です。ただ、市道そのものの総延長が730キロメートルほどございますので、いろんな案件が発生し、修理、予算の都合で若干遅れているところがありますが、区長要望につきましては、現地確認等も行って、確認しているような状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 区長要望書では間に合わないわけですよ。例えば、今朝、穴がほげていたら、すぐ電話をして、対処していただくと、そういう心がけをしていただきたいと、そういう要望でございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 2 報告第 12 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、報告第 12 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議案集 3 ページをお開きください。ただ今議題としていただきました報告第 12 号、専決処分の報告について、御説明いたします。

提案理由。本件は、令和 2 年 7 月 8 日、阿蘇市一の宮町手野において発生した物損事故について、同年 10 月 6 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

4 ページをお開きください。専決処分の内容でございます。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定いたしました。損害賠償の相手、記載のとおりでございます。事故の詳細、令和 2 年 7 月 8 日午前 7 時頃、阿蘇市一の宮町手野 2853 番 1 地先、市道北山山鹿線において、甲が走行中、道路の穴により前方左側のタイヤを損傷しました。損害賠償の額、市は甲に対し 1 万 395 円を支払う。甲の損害額 1 万 4,850 円、市の過失割合 7 割。和解事項、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明いたします。当市道につきましても、7 月の長雨の時期の事故でございます。当市道は、県道別府一の宮線、エルパティオ付近から産山村及び波野を結ぶ原野内に位置する道路であり、日頃から定期的なパトロールと補修を行っております。事故現場につきましてもパトロールにより穴の確認ができておりましたので補修を行っていましたが、道路を流れる大量の雨水と通行する車両の振動で舗装が剥がれ、穴に乗り上げた車両左側のタイヤが破損いたしました。

対策といたしまして、梅雨明け後に、事故現場も含め、数百メートルの舗装改修を実施いたしておりますが、当路線につきましても舗装補修箇所が広範囲にわたっておりますので、今後補助事業等の活用を含め、継続的に舗装整備に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 3 報告第 13 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、報告第 13 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部まちづくり課長の説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

議案集 5 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 13 号、専決処分の報告について、御説明申し上げます。

提案理由としまして、本件は、令和 2 年 9 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生いたしました公用車の物損事故について、令和 2 年 11 月 11 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 ページ開けていただきまして、6 ページをお願いいたします。専決処分書の内容について御説明申し上げます。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定しております。損害賠償の相手は、記載のとおりでございます。事故の詳細につきましては、令和 2 年 9 月 30 日午前 0 時 50 分頃、阿蘇市一の宮町宮地 4779 番地、一の宮運動公園駐車場において、経済部まちづくり課職員が運転する公用車が駐車中の甲の車両と接触し、甲に損害を与えたものでございます。損害賠償の額、市は甲に対し 17 万 445 円を支払うとなっております。甲の損害額は 17 万 445 円、市の過失割合 10 割となっております。和解事項としまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明いたします。国道 57 号北側復旧ルート開通記念の感謝祭のときに、花火の打ち上げを計画しておりました。この花火打ち上げに伴いまして、花火会場の草切りが必要ということで、消防のほうから指導がございましたので、一の宮運動公園にあります乗用の芝刈り機を借りて、作業を行いました。作業が終了し、運動公園に芝刈り機を返却後、市役所に戻るために公用車をバックさせましたところ、後方確認不足により、駐車されておりました車両に接触したものでございます。

日頃から安全運転を心がけるように常に注意はしてきておりましたが、今後さらなる安全運転に努めるよう指導していきたいと考えております。今回は、非常に申し訳ございませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

草刈りの後に大変職員さんも疲れていたのかなと思いますけれども、いつも聞いていますけれど、同乗者はいらっしゃいましたか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 同乗者はおりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 相手はとまっていて、バックして、ぶつかったということですよ。結構修理代も 17 万円ということなので、相手方の車の損傷の範囲というのはどんなもので

すか。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 相手方については、駐車場に駐車をされて、中で休まっていたという状況になります。破損の状況でございますが、バンパーとライト関係が全損ということで取り替えられているという形になります。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 差し支えなければ、これからもなんですけれども、職員さんの、もちろん氏名は出ないので、年齢でありますとか、先ほどちょっと話しましたけれども、損害賠償の相手の方の年齢であるとか、そういうところの記載が今後できれば検討をお願いしたいなというふうに思っております。同乗の有無に関しても、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 先ほど建設課長も御回答いたしましたので、全体的になりますので、総務課等と協議しながら検討してまいります。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑はありませんか。

10番議員、菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 10番議員、菅でございます。

これは、本当に初歩的なミスで10割の市の責任ということで、本当に気をつけていただきたいと思います。気をつけていかないと、相手の家族もいることだし、気を引き締めて運転していただきたいと思います。

それで、和解事項ということで、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求は行わないということでありますが、和解するまでの経過、裁判上、またこういった相手が裁判に訴えるとか、そういった事例も出てくるかなと思います。また、阿蘇市から相手に対して裁判を起こすようなことも、金額によっては出てくるんじゃないかなと思っております。気をつけていただきたいと思いますが、和解するまでの事項、それはどういった過程で和解されるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（湯淺正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の御質問でございます。

職員の指導につきましては、毎月1日・15日ということで公用車を適正管理するようということで行っているところでございます。

本件におきます和解につきましては、町村会の総合賠償という形で保険をかけておりまして、実際の示談交渉は保険会社が当たるという形になっております。基本的なところにつきましては、当事者間の過失割合という形で、相手は今回止まっていたという形で、過失割合10割の判定がなされているところでございます。その事故、事故の様態によりまして過失割合、先ほど道路の陥没等については50対50が基本ということでございましたが、動いている車両であれば全く10対0にはならないということも言われております。前例等で保険会社から示された部分が、こちらの納得のいく数字、また相手方の納得のいく数字という形

で、まとまった際に示談に応じるという流れになっておりますので、その部分については、我々もこういった理由があったりとか、相手方の過失の部分、我々は我々で正当性の部分は主張していくという中で決定していくということになりますので、当然その部分は主張していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） やはり割合に対する不服も相手方もあることだし、阿蘇市もあろうと思います。そこで、やっぱり裁判とかになった場合、大変な問題になりますので、気を引き締めてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第4、承認第10号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに日程第5、議案第74号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第10号並びに議案第74号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第4 承認第10号 専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、承認第10号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第10号、専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

別冊1をお願いいたします。別冊1の4ページの歳出予算で御説明させていただきます。本件につきましては、全員協議会で説明させていただいておりますが、先般、学校関係者におきまして、新型コロナウイルス感染症の陽性患者の方と濃厚接触があったことが確認されました。これを受けまして、該当校における感染拡大の防止、それから関係者の皆様の不安を解消するために、希望された方に対しましてPCR等の検査を実施するための費用1,782万5,000円を計上したものです。財源につきましては、全額予備費を充用しておりますが、今後実績に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を組み替

える計画でございます。

なお、本件につきましては、学校を臨時休業するなど、緊急的な対応となりましたので、11月4日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

まず、迅速な対応をされて、PCR検査をされたということについては、非常によかったことだと思います。非常に私は評価したほうがいいと思います。賛成なんですけれども、それを前提に質問させていただきますが、全員協議会では約830万円の報告がなされておりましたが、ここでは金額が1,700万円になっています。金額的に早急に使うものを専決として出して、残りの分は本当は議案書として補正予算で出したほうがいいんじゃないかと思いますが、この金額の差がこういうふうになった理由についてお伺いします。

それと、予備費からコロナの臨時交付金に財源を組み替える計画ということでしたので、それはいいんですけれど、コロナの臨時交付金は大体予算上、あと幾らぐらい残っているのか、分かったら、御回答をお願いします。

それと、PCR検査は、大体、国の負担かなと個人的には思っていたんですけれども、阿蘇市が負担するというので、個人負担もなしで阿蘇市の負担だろうと思いますが、国が検査して負担する基準と市が負担した今回の基準、どういう基準で違いがあったのか、そのことについて御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。

まず、第1点目の御質問でございますけれども、事業の執行には事前に予算を立てる必要がございます。ですので、今回の専決処分については、11月4日に対象者数が713名ございましたので、713名の2万5,000円で積算しております。713名の根拠でございますけれども、今回の該当校が一の宮小学校だったんですが、同一敷地内に中学校がございます。場合によっては中学校でも希望者について検査をしたほうがいいという対策本部の判断で、教職員を含みますけれども、713名を対象として予算を立てたと。全員協議会で説明しましたのは、このうち、この検査につきましてはあくまでも任意でございますので、希望する方の実施した合計の金額が820万円と、そういうことでございます。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の予算残についてお答えしたいと思います。

阿蘇市の交付限度額については、国から約6億3,000万円、限度額の交付ということで示されております。それに対して、今回の第8号補正の補正後の予算額といたしましては、約5億4,000万円ということで、予算上はあと残りが9,000万円前後ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 費用のすみ分けでございますが、あくまでも1つの基準でございますが、保健所が濃厚接触者と認定した分のPCR検査はすべて国の負担、それ以外については個人負担という形になります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これからも、もしものことで感染者が出たりとかする場合もあると思いますので、確かに個人負担で、個人負担分を今回、市が負担したということですよ。国は濃厚接触者という基準があって、そこまでということですけど、それ以上に検査する場合、1つの指標なり基準なりをあらかじめ決めておいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、御検討をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） これは、市町村で独自に基準を決めるものではなくて、いわゆる国も一緒ですけど、熊本県の保健所の指導に基づいての基準でございますので、それについてはほかの市町村との差があるとか、そういうのはございません。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そうじゃなくて、濃厚接触者までは国・県が出すということで、基準は決まっていると思うんです。今回の場合はそれを超えて市の独自の判断で濃厚接触者じゃない方々を検査していますので、接触者の接触者の接触者とか、どこまでを大方みるとか、あるいは対策会議で社会不安を生じさせないように対応するとか、そういった何らかの決事をあらかじめしておいたほうがいいと思いますので、御検討をお願いしますということです。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 失礼しました。

その状況、状況によって、取扱い方は異なる部分も出てくると思います。すべては、阿蘇市の新型コロナウイルス対策本部の中でいろいろな情報を持ち寄って、協議をして決めます。今回の場合は、先ほど教育部長が言ったように、保護者の不安払拭、そういうのがありますが、同じ例が出るのか、濃厚接触者が今回の場合は複数出たと、これが濃厚接触者の場合が1人だった場合はどうするのかとか、いろいろ状況が変わってくると思います。学校なのか、介護施設なのか、それと施設関係では一般的なものも出てきますので、その状況によって判断するという形になります。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

すみません、今の全員協議会の説明のときに質問すればよかったんですけども、PCR検査と、もう一つ、阿蘇温泉病院で行われた検査が単価的に1万円ぐらい違ったと思います。検査自体は両方とも恐らく鼻の粘膜から検査をするものだと思いますけれども、その単価の違いと、もし安いほうの単価でこの前の検査が行われていたら、ざっと計算して100何十万円か、普通のPCR検査よりも安くできたような計算になるというふうに思っておりますけれども、その使い分けの何か根拠みたいなのがあるのでしょうか。一度にできないとか、そう

ということで阿蘇温泉病院と阿蘇医療センターを分けたということなのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） PCR検査とLAMP検査の使い分けということでございますけれども、まず、もともと阿蘇市からこの検査については阿蘇医療センターだけの検査を考えておりました。ですが、阿蘇医療センターから民間の検査の機関に検体を採取して送り込むんですけれども、民間の機関での検査が1日大体90とか100ぐらいの検査しかできないということが分かりました。ですので、今回713名が対象で、結果的に292名だったんですけれども、1日に検体採取できる数というのが当然限られますので、どこかの医療機関に協力を願わなければ、この3日間で実施するということが不可能でございました。そのときに、阿蘇温泉病院から、阿蘇温泉病院は1日35ぐらいだったらできるというお話がございましたので、そういうすみ分けを行ったものでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） なければ、承認第10号に対する質疑は以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第10号を採決いたします。承認第10号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第10号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第74号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、議案第74号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集7ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第74号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

めくっていただきまして、8ページ、下のほうになります。まず、提案理由でございますけれども、本件は、人事院勧告に伴いまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、これが施行されました。これに伴いまして、国に準じた改正を行う必要がありますので、関係条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正の内容、概要だけ申し上げます。職員をはじめ、特別職につきまして、今般、期末手当の支給率を0.05月分、100分の5月分引き下げる改正になります。この支給率の引

き下げにつきましては、令和2年度分については12月支給分を0.05月分減額、令和3年4月以降はこの0.05月分を6月と12月にそれぞれ0.025ずつ割り振る2段階での改正となっております。また、今回、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで上程をさせていただいておりますけれども、本議案によりまして、阿蘇市一般職の任期付職員の採用に関する条例、また阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例、阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務時間に関する条例、阿蘇市病院事業管理者の給与等に関する条例、阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例、以上、7つを一度に改正するものとなっております。

9 ページの新旧対照表を基に説明を申し上げます。

9 ページ、第1条になってきます。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例、一部改正でございます。表内、第19条第2項におきまして、職員の12月期の期末手当の支給率「100分の130」、1.3月分になっておりますけれども、今回の改正によりまして、12月の支給分0.05月分減額をしまして、「100分の125」といたす改正になってきております。併せて、下のほうになりますけれども、特定幹部職員についても同様の引き下げを行うものでございます。

9 ページ、中段から下、第2条になります。これにつきましては、12月期、今回0.05月分減額した分を令和3年4月1日以降、6月期と12月期の期末手当に振り替える改正になってきております。

10 ページをお願いします。10 ページ、中段、第3条になります。まず、表内、第8条第2項におきまして、特定任期付職員の業績手当、特定任期付職員については業績手当というような区分でおりますので、業績手当の支給率を100分の5月分、12月期に減額をする、そういった改正になってきております。

11 ページをお願いします。第4条におきまして、12月期に減額した分を翌年、令和3年4月1日以降、それぞれ0.025ずつ割り振る改正になってきております。

その下、第5条、第6条、これにつきましては、市議会議員の期末手当の支給率の改定、めくっていただきまして、12ページ、第7条、第8条につきましては、市長、副市長の期末手当の支給率の改定になります。

13ページになります。第9条、第10条、これについては教育長の改定の分、13ページ、下のほう、第11条の分、それと14ページ、上のほうは病院事業管理者の改定になってきております。

いずれにつきましても、まずは、令和2年12月支給分について1.7月分から1.65月分、100分の5月分減額する改正を行います。その上で、令和3年4月1日以降、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分均等配分する改正といたしているところでございます。

なお、今回給与改定については、人事院勧告においても見送られている状況でございますので、期末手当の支給率の改正を上程をさせていただいております。ただ、12月の支給の基準日、12月1日が基準日となる関係で、今回お願いを申し上げまして、委員会付託の省略をさせていただいたところでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 74 号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 75 号 阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 75 号「阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 16 ページをお願い申し上げます。議案第 75 号でございます。阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。16 ページ、下のほうになります。本件は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

17 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。改正の内容としましては、附則の改正になります。法改正によりまして、「特例基準割合」、この名称が「延滞金特例基準割合」に変更となったために改正、併せて条文を整理するものでございます。本件につきましては、施行期日を令和 3 年 1 月 1 日といたしております。

御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第 75 号から議案第 91 号まで、並びに請願第 3 号の質疑は、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 76 号 阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、議案第 76 号「阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼いたします。

ただ今議題としていただきました議案第 76 号、阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、租税特別措置法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

先ほど総務部長から説明のありました租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、所要の改正をするものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 77 号 阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 77 号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の 22 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 77 号、阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

24 ページをお願いいたします。24 ページの新旧対照表、これは 24 ページが介護保険条例の分、それと 25 ページが後期高齢者医療に関する条例の分でございます。この 2 つとも、先ほど説明のありました議案第 75 号、それと議案第 76 号の改正内容と同じでございます。

て、「特例基準割合」という文言を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。また、24 ページの介護保険の分は第 6 項を、それと 25 ページの後期医療の分につきましては第 2 項として、同じ内容を文言として加えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 78 号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 78 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 26 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 78 号、阿蘇市税特別措置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。26 ページ、下のほうになってきます。この分は、次の議案第 79 号とも関連をいたしております。本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

27 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。まず、この条例でありますけれども、工場誘致に係る固定資産税の課税免除に係る規定を定めた条例でございます。関係法令の改正に伴いまして、第 2 条の第 2 項を整理をいたしております。第 2 項中、「以下、地域経済牽引事業促進法」という文言を削りました。また、併せて、「地域経済牽引事業促進法」、これを同法に改めております。「地域経済牽引事業促進法第 25 条」、この言葉を「地域経済牽引事業の推進の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条」に改めるものでございます。

以上、上位法の改正に基づく条例改正となっております。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 79 号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 79 号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（阿部節生君）** おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案第 79 号、阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集の 28 ページでございます。提案理由ですが、本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

先ほど議案第 78 号で総務部長が説明しました内容と関連しておりますが、内容につきましては、次ページの新旧対照表にて御説明申し上げます。本改正につきましては、上位法であります中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる中小企業成長促進法と言われますが、10 月 1 日に施行されたことに伴いまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令に条ずれが生じたため、本条例第 3 条第 1 項中、「25 条」を「26 条」に改めるものでございます。また、附則としまして、「公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。」としております。

冒頭、総務部長のほうで訂正を申し上げましたが、以後、誤り等ないように気をつけたいと思います。

説明は以上でございます。御審議方、よろしく願い申し上げます。

○**議長（湯浅正司君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○**9 番（園田浩文君）** 9 番、園田です。

阿蘇市において、この促進区域内というのはどこを指しているんですか。

○**議長（湯浅正司君）** まちづくり課長。

○**まちづくり課長（荒木 仁君）** 工業用地については、誘致する用地については、阿蘇町の宮山、それと一の宮であれば、上原の宮地の南油町団地という場所が工場の誘致団地という形になります。

○**議長（湯浅正司君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 80 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○**議長（湯浅正司君）** 日程第 11、議案第 80 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（高木 洋君）** 議案集の 30 ページをお願いいたします。ただ今議案としていただきました議案第 80 号、阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し

上げます。

まず、提案の理由でございます。31 ページ、上のほうをお願いをします。本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、令和 2 年度税制改正によりまして、個人所得税の見直しとして、給与所得控除、また公的年金等控除の金額が一律 10 万円引き下げられております。基礎控除の金額を 10 万円引き上げることによりまして、この改正によって国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準について、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者、2 名以上いる場合には、この見直し後において軽減措置に該当しにくくなる、そういった影響が出てまいりますので、今回の改正となっております。

32 ページ、33 ページで説明を申し上げたいと思います。第 23 条、国民健康保険税の減額になってきます。第 1 号については 7 割軽減の規定、33 ページの第 2 号につきましては 5 割軽減、その下、第 3 号については 2 割軽減に対する規定となっております。各号におきまして、控除額、各「33 万円」を 10 万円引き上げまして、「43 万円」とし、併せて所要の改正を行うものでございます。

戻っていただきまして、議案集の 30 ページをお願いをしたいと思います。下のほう、附則になってきます。附則といたしまして、令和 3 年 1 月 1 日からの施行とし、その適用区分については、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度課税分については従前の例といたしております。

以上、上位法の改正に基づく条例改正となっております。御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 81 号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 81 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 35 ページをお願いを申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 81 号、阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

提案の理由でございます。35 ページになります。本件は、所要の改正を行うために、本条例の一部を改正するものでございます。

36 ページ、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。第 25 条におきまして、手数料の額等に際し、カラーコピーの手数料、他の条例及び阿蘇市複写等徴収要綱の金額と合わせ

まして、現在「30 円」になっておりますけれども、この分を「50 円」に改正、併せて法律番号の追加であり、施行期日につきましては、「公布の日」とさせていただきます。

御審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 82 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 82 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 37 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 82 号、阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なものは、新旧対照表で御説明をいたします。38 ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、上位法の改正によりまして、平成 30 年度に制定いたしました条例のうち、第 4 条の管理者に関するところでございますが、その項目の改正であります。現状の全国的に人材確保が特に困難な状況というところを踏まえまして、第 4 条の第 2 項中にただし書を加えるものでございます。これは、主任でなくても管理者として置くことができるという、あくまでも経過措置でございます。また、その経過措置期間は、附則の第 2 項の経過措置をこれまでの「平成 33 年 3 月 31 日」ということを「令和 9 年 3 月 31 日」までとして改めるものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分に再開いたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 14 議案第 83 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第 83 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 2 の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算（第 8 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,098 万 1,000 円を追加いたしまして、236 億 7,192 万 7,000 円の編成といたしております。

また、第 2 条、繰越明許費と、第 3 条、地方債について、それぞれ補正を行っております。

まず、繰越明許費でございますが、7 ページをお願いしたいと思います。7 ページの第 2 表、繰越明許費補正につきましては、本年 7 月の豪雨被害における災害復旧費をはじめ、道路橋梁費など、工期等を考慮した上で 7 つの事業を追加しております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。8 ページにつきましては、地方債の補正になります。上の段の 2 件が新しく追加した分、下の段の 6 件が変更分でございます、それぞれの事業ごとに増額または減額をいたしております。

次に、10 ページをお願いいたします。10 ページ、一番下の歳出合計欄を見ていただきたいと思いますが、今回の補正額 3 億 2,098 万 1,000 円に対する財源内訳がこちらに記載してあります。国・県の支出金が 2 億 4,597 万 8,000 円と大半を占めておりまして、一般財源につきましては、一番右下になりますけれども、4,917 万 3,000 円、5,000 万円弱の持ち出しということになっております。

それでは、主な歳入予算について御説明させていただきます。

12 ページをお願いいたします。12 ページの中段になります。右端の説明欄の特別定額給付金給付事業費補助金、いわゆる国民 1 人当たり 10 万円の給付事業でございますが、今回事業費が確定いたしまして、590 万円を減額して精算いたしております。

次に、その 1 つ下になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、今回は 1,022 万 4,000 円を追加計上いたしております。こちらにつきましては、先ほど質問もございました。国から臨時交付金の交付限度額といたしまして、阿蘇市では約 6 億 3,000 万円が提示されておりますけれども、今回の補正後の額につきましては、約 5 億 4,600 万円といたしております。交付限度額との差額分、約 9,000 万円につきましては、来年度以降に発生します融資に係る利子補給への補助などの基金積立も含めまして、また感染状況や地域経済の動向を見ながら、今後の補正予算で臨機応変に対応していく予定です。

続きまして、14 ページをお開きください。14 ページの右端、上から 3 行目になります。新型コロナウイルス感染症対応総合交付金ですけれども、先ほど説明したのはコロナ対策に係る国からの臨時交付金でございましたけれども、こちらは県からの交付金でございまして、今回は観光関係の 2 つの事業に合わせて 740 万円を活用することといたしております。

次に、同じ 14 ページの一番下の段になります。土地売却収入といたしまして、新橋団地の一部、阿蘇神社横の九電跡地の 2 件分の売却収入をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、18 ページをお願いいたします。18 ページの右端の上から 4 行目と 5 行目になります。赤水駅環境整備事業といたしまして、設計業務委託料 60 万円、その下の赤水駅環境整備工事 1,140 万円を計上しております。こちらにつきましては、熊本地震で被災しました J R 赤水駅のトイレの整備事業でございまして、全額を熊本地震復興基金で対応することとし、一般財源の持ち出しはゼロ、なしということにしております。

次に、少し飛びまして、24 ページをお願いいたします。24 ページの下から 2 行目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 854 万円を計上いたしております。こちらは、延長保育、それから一時預かり事業などを行っている民間保育所などが感染防止対策といたしまして購入する物品などに対する補助金でございまして、全額を国庫補助金で対応するものでございます。

続きまして、27 ページをお願いいたします。27 ページの下から 2 行目の畜産環境保全対策実証事業設備工事につきましては、阿蘇市の施設であります協和養鶏場の消臭設備工事を行う費用といたしまして 200 万円を計上しております。その下の臭気対策資材（畜産環境保全対策実証事業）につきましては、畜産施設から発生します臭気を軽減するための実証事業といたしまして、畜産事業者の方へ飼料用脱臭剤等を支給するための経費 300 万円を計上いたしております。

続いて、28 ページをお願いします。28 ページの右端、上から 4 行目になります。農山漁村地域整備交付金、阿蘇中部 3 期地区の事業負担金につきましては、広域農道、通称 8 メートル道路の赤水工区などの事業を一部前倒しで施工するものでございまして、事業主体であります熊本県に対する負担金 900 万円を計上し、早期竣工につなげるものでございます。なお、財源につきましては、合併特例債を活用する計画でございます。

次に、29 ページをお願いします。29 ページの中段、目で申し上げますと、3 観光振興費になります。12 委託料の一番上、オンライン体験ツアー推進業務委託料につきましては、コロナ禍で旅行や外出自粛を余儀なくされている中におきまして、オンライン上でインストラクターと顔を合わせながら、本市のアクティビティなどの疑似体験に気軽に参加できるサービスを提供するものでございまして、480 万円を計上いたしております。財源につきましては、全額、国と県のコロナ関係交付金を活用する計画といたしております。

次に、その 1 つ下の阿蘇山上展望公園整備事業につきましては、測量設計業務委託料 100 万円、それから整備工事を 1,000 万円計上いたしております。阿蘇山上広場の新たな見所といたしまして、展望所を新設しまして、コロナ禍の中でも見学の分散化が図られ、またガス

規制中におきましても、噴煙を可能な限り近くで眺めることができるように整備するものがございます。こちらは、全額、国のコロナの臨時交付金を活用して実施する計画でございます。

次に、その2つ下のワーケーション受入れ環境整備支援事業補助金につきましては、テレワークなどを活用しまして、観光地で働きながら休暇を取る過ごし方、新しい日常の奨励の一環といたしまして、受入先であります宿泊施設におけるワーキングスペース確保のための環境整備への補助金1,000万円を計上いたしております。こちらは、国と県のコロナ関係交付金を全額活用する計画でございます。

続いて、30ページをお願いいたします。30ページの上から2行目、東京2020オリンピック聖火リレー補助金につきましては、来年5月6日に予定されております聖火リレー実施に伴う準備費用を市実行委員会へ補助するための経費といたしまして200万円を計上しております。

続いて、少し飛びまして、35ページをお願いいたします。35ページ、教育費になります。35ページ中段に成人式ライブ配信・ビデオメッセージ作成業務委託料34万1,000円を計上しております。こちらは、来年1月の阿蘇市成人式におきまして、会場内での密を回避しまして、感染防止の徹底を図る必要がありますので、来賓の方など、関係者の皆様の出席を最小限に抑える計画でございます。そのため恩師の先生方などからのビデオメッセージを作成するとともに、当日の式典の様子をライブ配信するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。右端の下から3行目、公共施設予約システム改修業務委託料270万円を計上しております。こちらは、現在、市の体育施設などを利用する際に利用者の方が近くの管理人から鍵を借り受けて、利用後に返却されておりますけれども、既存の予約システムを改修しまして、暗証番号化による施錠・解錠を可能にすることで対面による鍵の受渡しの必要がなくなり、結果、相互の感染リスク削減につながり、利用者の利便性向上に寄与できるというものでございます。

続いて、その1つ下の教育施設網戸改修工事になりますけれども、こちらもコロナ対策といたしまして、市内の社会体育施設6施設と学校の体育館5施設等において十分な換気が取れるように、網戸の取付け改修を行うものでございまして、600万円を計上いたしております。

最後になりますが、38ページをお願いいたします。今回不足する財源につきましては、予備費から1,158万6,000円を充用しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番議員、甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 4番、甲斐でございます。

18ページ、赤水駅環境整備工事が記載されております。以前、一般質問でも質問させていただきましたが、熊本地震の復興基金を活用してできるということで非常に良かったなと思っております。この工期につきましてどうなっているか、教えていただけますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 工期についてでございますけれども、まず予算を可決いただければ、すぐ設計に入っていきたいと思えます。設計が2か月、3か月ほどかかるかなというところでございます、設計が終わり次第、すぐに工事に入っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 年度中には終わるということですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 設計につきましては年度内に終わる予定ではございますが、工事につきましては次年度繰越しで来年度にまたがった工事ということで計画をしております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

今の赤水駅の関連ですけれども、これは、全部、市が設置しなくてはいけないんですか。

JRは全然しないんですか。その辺を答弁してください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） この件につきましては、これまでJRに設置をしていただきたいということで要望を何回もしてきております。ただ、JRの回答といたしましては、無人駅にはトイレはつくらないという方針であるということでございますので、JRにつくっていただくということは非常に厳しい状況にございました。地元からも強い思いがございましたので、やはり市のほうで対応していくということにしたわけでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 財政課長に14ページの財産収入の中の不動産売却収入、この内訳、どこに売却されたのか。2点出ておりますけれども、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問でございます。一番下の宮地字宮園市有地、これにつきましては、阿蘇神社に対しまして売却した収入でございます。1,311万円になります。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 市営新橋団地一部用地ということで51万円。こちらにつきましては、新橋団地の境界側端の狭小な土地でございます。51平米ほどでございますが、隣接の方がぜひ買わせていただけないだろうかという御相談がありましたので、将来の阿蘇市にとっても有効利用が見込めない土地ですので、売却したものでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 下のほうが阿蘇神社へ売却と、上のほうは隣接個人にあまり利用

価値のない土地を売却されたということです。金額も小さいわけですので、上のほうはお尋ねしないとして、下の阿蘇神社に1,311万円で売却されておりますが、これは、皆さん御存じのように、旧一の宮時代にあそこに九州電力がございました。九州電力が町内で移転するときに他地区に移動しないように、そういうことも配慮して、当時の一の宮町の執行部で坪単価17万円、法外な値段ですけれども、あの土地を取得して、九州電力からですね、そして九州電力の移動に支援するという形で購入された経過があります。今回、1,311万円と、金額的にあまり大きくないんですけれども、買取り先は阿蘇神社ということですが、売却する際にその辺を配慮して、阿蘇神社、観光施設としての配慮あたりも組み入れた金額で売却をされたのか。坪単価は、確か5万3,000円ぐらいだったというふうに財政課長からお聞きしておりますけれども、その売却の条件の中に観光施設ということも入れられたのか。ただ単純に5万3,000円という坪単価が出てきたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 阿蘇神社横の九電跡地の土地の売却の件でございます。坪単価につきましては3万3,660円ということで、これにつきましては、不動産鑑定評価を入れまして、その評価額と同じ額で売却を行ったというところでございます。こちらの土地につきましては、埋蔵文化財の包蔵地でもございまして、建築物の建築あたりを行う場合が、やはり試掘調査あたりも出てくるというようなマイナス要件であったり、あと土地の形状、間口が非常に狭くて、水路も介在していると。なおかつ、道路と高低差が高いところでは2メートル以上あるというような負の要素もございまして、評価額が坪3万3,000円ということで売却をしたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 3回目になりますので、まとめてお聞きをいたします。私の勘違いで5万3,000円じゃなくて、3万3,000円で売られたということですが、どのように考えても、あの土地が3万3,000円の価値しかなかったのかという思いもあります。相手が観光施設である阿蘇神社ですので、その部分を配慮すれば、一概に安かった、高かったといった評価にはならないと思いますけれども、ただ売却先だったということであれば、非常に安値で売られたなという思いがしております。それが、評価としてよかったか、悪かったかは別問題です。なぜこのことを言うかという、これから阿蘇市の方針として、例えばいこの村とか、例えば内牧のひのくに会館跡地とか、たくさんあります。学校の跡地もあります。そういうものを売却していくときに、公共関係として買い上げるときは非常に高く買います。売るときは、やっぱりいろいろな条件をつけながら安く売られる。それにはそれなりの事情もあると思いますけれども、市場価格じゃなくても、ある程度市場価格を少し下げたぐらいの適正価格で売却をしていただいて、そしてそれを次の事業の財源に充てていただくということでない、私は、財政課長がどのようにおっしゃろうと、不動産鑑定士がどのような鑑定をしようと、あの土地の3万3,000円は納得できません。それはそれとして、買取り先が阿蘇神社ですので、そこを差し引けば、若干の納得をしないといけないのかなと思いますけれども、一般の売却としては安すぎたなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

これで3回目になりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 確かにこの評価額に関しましては、感覚的には少し安いようなイメージがあるのかと思っております。不動産鑑定につきましては、本年の7月に評価をしております。阿蘇市の普通財産売却及び貸付事務取扱要綱の第6条で不動産鑑定額を基準としての売却というような規定もございまして、それに準じた形で売却を行った次第ではございますが、確かに土地の全体的な形状であったり、経済性あたりも踏まえながら、今後は適正な価格をどこに置けばいいかという部分をトータル的に検討しながら、土地の売却あたりについては検討させていただきたいと思えます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

7番議員、岩下礼治君。

○7番（岩下礼治君） 33ページをお願いします。旧宮地小学校の物品等処分業務委託料です。宮地小学校のいろいろな体制が動くというのは喜ばしいことだと思いますが、この物品を処分すると収入が入ってくると思えますけれども、収入欄にない。それが1点です。

それから、2点目として、この処分した後、これからどういう計画があるのか、伺いたいと思えます。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

旧宮地小学校の物品の質問でございますけれども、校舎内にあります物品の処分を考えているところでございます。いろんな支障になる部分、まず学校の中の物品の処分ということで、ほとんど私たちとして価値のあるものについては、各学校、それから防災の部分ですと消防団とか、そういう部分の整理を現在のところやっているところでございます。残った分について処分を考えてまいりたいと考えております。

その後の利活用につきましては、1、2年先になりますけれども、この学校のいろんな整備の工事をやりまして、今後の利活用を考えてまいります。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番、河崎でございます。

27ページ、款の農林水産費、目4畜産振興費ですけれども、畜産振興費の中で節14は先ほどこの事業所名は養鶏場と聞きましたけれども、15番の臭気対策については、施設2となっておりますけれども、何施設にどのようなことをするのかをお尋ねいたします。

それと、せっかくですから、目5農地費、これで農道維持工事費となっておりますけれども、どのような工事がなされるかを質問します。

それと、目の観光振興費、この中で「内牧温泉」ナイトタイム活性化プロジェクト補助金という事業がありますけれども、これはどういうものを説明をいただきたいですけれども、その中で財源の内訳でその他が1,480万円ありますけれども、このことはどうなっているかを、まずお尋ねいたします。

以上、3つです。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 27 ページの畜産振興費でございます。原材料費ということで300万円計上をさせていただいております。内容につきまして、本年4月に畜産環境保全対策連絡会なるものを組織いたしまして、これまで数回会議を持たせていただいておりますけれども、宮地、坂梨地区の畜産事業者の6事業者、また市民代表、議会代表、それから関係機関という形で審議を行っております。その連絡会の中で御意見をいただきまして、今回計上という形を取らせていただいております。内容につきましては、臭気対策資材でございまして、いわゆる牛・豚・鶏の3つの畜種がございまして、餌に脱臭資材を混ぜ込みまして、実際ふん尿からの臭気を軽減できる資材を今回対象エリアの畜産業者に支給しまして、広くモニタリングを行っていくという取組を行うものでございます。それから、餌以外の消臭資材でございまして、水で希釈しまして、それをミスト状で畜舎内を噴霧することによって悪臭物質を分解するといった効果がございまして、そちらの消臭資材も同じく支給を行うものでございます。

それから、28 ページの農地費でございます。農道維持工事ということで、今回300万円を増額計上させていただいております。こちらが阿蘇市管内の農道の維持補修に対する経費ということで、今回計上させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、29 ページの負担金補助及び交付金ですね、「内牧温泉」ナイトタイム活性化プロジェクト補助金について説明します。こちらは、文化庁の上限1,500万円の全額補助の事業がありましたので、申請は、今、旅館組合等が母体になった阿蘇カルデラツーリズム推進協議会というのを立ち上げておまして、そこが取りに行くようになっております。これが非常に1,500万円の全額補助ということで全国から多数の応募があつておまして、まだ採択の結果が出ておりません。ただ、年度内事業ということで、今回計上させていただいているものになっております。

内容につきましては、内牧に宿泊された方々が浴衣を着て歩きたくなるような仕掛けを施すものです。空き家を利用した阿蘇ならではの遊びとか、通りのユニークな演出などを地元の皆さんたちと考えて、旅行者との触れ合いの機会を創出するものです。特に個性的な居酒屋とかお店が夜もありますので、そういったところのプロモーション、情報発信も行う内容になっております。

予算ですけれども、実は、先ほど言いました申請者が阿蘇カルデラツーリズム推進協議会ということで、そちらにお金が入ります。一回立て替えるような形になるんですけれども、資金が1,400万円というのが旅館組合にありませんので、もし採択されたら予算組みをして、市から一回お金を阿蘇カルデラツーリズム推進協議会に出して、実績報告によるお金が推進協議会に入りましたら、それを阿蘇市に入れていただき、雑入で受け入れるというような仕組みで考えております。これが、15 ページの雑入に入っております。

すみません、以上です。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） もう一度、畜産振興費のところを尋ねますけれども、先ほど臭気対策の話がありましたけれども、連絡協議会あたりと一緒にやってということですが、坂梨地区には、養豚場、養鶏場、酪農施設、和牛施設がありますけれども、こういう和牛施設あたりも入っていますか。そういう臭気の検査も今までされていると思いますけれども、私が心配するのは、養豚もある、酪農もある、和牛もある。どのような施設が該当するのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員おっしゃいますとおり、3 つの畜種、また牛に限っては、肉用牛、また酪農という形で導入の予定をさせていただいています。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

29 ページの阿蘇山上展望公園整備なんですけど、その設計委託なんですけど、こちよっとイメージが分からないので、全体的な説明をお願いしたいんですが。この設計委託は、阿蘇市内に委託できるような業者は何社ぐらいあるのか、それを中心に説明をお願いします。

それと、35 ページの成人式のライブ配信ですが、34 万円という金額が計上されておりますが、これはどの程度の範囲でライブ配信されるのか。どこがされるのか。ユーチューブとかでやれば、恐らくほとんど金額はかからずにはできると思うんですけど、配信する範囲と業者、それについて説明をお願いします。

37 ページ、これも設計委託料ですけども、37 ページの災害復旧費の土木関係、測量関係ですけども、こういった業務委託ができる会社というのは阿蘇市に何社ぐらいあるのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） まず、29 ページ、阿蘇山上展望公園の整備につきましては、コロナウイルス対策の交付金を活用いたしまして、今年度中の期間でございまして、予算は上げておりますが、どこまで執行できるかというのが、繰越しができない限り、非常に難しい部分がございます。詳細につきましては、また今後検討してまいります。市内の土木関係の設計業者は 10 社程度でございますので、一応その業者になるべく早く済ませるような形で発注しようと思っております。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 成人式につきましてお答えいたします。

成人式は、年明けまして、1 月 10 日に計画しております。このたび、コロナ禍ということでソーシャルディスタンスを設けてやりますので、恩師の先生をお呼びせず、先生たちのビデオを撮りまして、それを放映するということをやります。それと、家族の方の入場をお断りしますので、これにつきましてライブ配信を Web TV アソにお願いしてやっというふうにしてまいります。先生のビデオメッセージとライブ配信ということで、今

回計上させていただいております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） 経済部長が答弁した 10 社程度ということでございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） ということは、阿蘇山上の設計委託も測量関係も 10 社程度と、同じことということですね。

もう一つ、阿蘇山上展望所をどういう感じですか、今構想があれば、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、成人式の件なんですけれど、会場の外に画面か何かを置いて、ライブ配信されるということですかね。先生方のは、あらかじめビデオで撮っておいて、その場で配信されるということですね。Web TVアソというのは、お知らせ端末で配信するということですか。インターネットで配信できるということですか。それで 34 万円ということでしょうか。もう一回、その辺を詳しくお願いします。

○議長（湯淺正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 阿蘇山上展望広場整備につきましては、現在、山上派出所がございまして、あそこの前の駐車場とロープウェイの前の、バスのたまり場がございましたが、あの間のところにちょっとした空き地がございまして、何も無い、まだ土の状態のところでございます。阿蘇山上につきましては、火口規制がありましたときに、お客さんの行き場がなくて、あのあたりに非常に皆さんがたむろされているというか、1 か所に集中されているような状況がございまして、今回コロナウイルス対策の中の補助金の活用ということで、あそこの土の荒れている部分をきれいに整備しまして、来年度以降、ほかの事業あたりも検討しておりますが、そういうのも活用しながら、お客様の滞在場所をつくっていかうということでございます。あまり工期がありませんので、今回につきましては、ある程度の下地の整備というような部分で考えているところです。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 成人式につきましては、先生たちの放送は会場内におけるアトラクションとして、会場の中前のほうで映すということですね。成人式の模様は、テレワークセンターがしておりますWeb TVアソで一つは放送します。お知らせ端末と携帯上でも見られます。今、SNSで若干は全体的に皆さんが見られるよう、生配信ができるように検討を今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

29 ページの下から 2 番目なんですけど、ワーケーションの受入れ環境整備支援事業ということで、コロナ禍の中でやっぱりリモートを使った仕事を地方でやるというような施策だと思っておりますけれども、これの内容の説明をお願いいたします。これもなかなか全国的には受

け入れられるような環境というのは少ない中で、阿蘇市が手を挙げているというのは、私は非常にいいことだと思うんですけども、この内容の説明をお願いいたします。

それと、36 ページの真ん中あたりに阿蘇郡市の体育協会の負担金が△167 万 2,000 円というところで出ております。各種目で市の代表として県大会に出たとき、なかなかお弁当代も自分たちで出してやらないといけないというような声も聞いております。各種目から何か聞き取りをされて、この減額の金額は出たのか、この 2 点をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 29 ページの下の方、ワーケーション受入れ環境整備支援について御説明します。

今、議員が言われましたとおり、仕事と休暇のワーケーションというのは造語であります。今、複数の企業が実際に入ってきており、自然環境もあります。何といても草原情報館にテレワークセンターが入っていますが、あそこにワーキングスペースということで以前からあったんです。そういった環境もあり、非常に適地ということで、熊本県も動いていただいております。今、環境省の事業等も使いながら積極的に受皿整備をしています。企業の方も来られ、その中のモニターさんたちの意見で、ホテルとか宿泊施設の整備がちょっと不十分というような指摘がございました。そこで、今、この 1,000 万円を使つての支援なんですけど、ワーキングスペースの確保、パーティションなどの仕切りとか、そういったものになってきます。それと Wi-Fi の環境整備、こちらも広いですので、かなり高額になってきます。それと新しい生活様式に対応した衛生的な整備ということになります。これは、アフターコロナ期においても長期に必要なようになってくる整備でありまして、海外からの観光が始まったときにもすぐ対応できる環境を整えてもらいたいと考えております。1 施設当たり最高 100 万円を上限に 4 分の 3 の補助です。

以上の内容です。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 36 ページの阿蘇郡体育協会の負担金のことについて、お答えいたします。

これにつきましては、本年コロナ禍によりまして、体育協会から負担金の減額ということで、今年大会が開催されていない部分がありますので、その分の減額ということです。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 大体この負担金は、県大会あたりに行ったときの、例えば登録料だとか、そういうのも含まれていると思います。今回、県大会がなくなったわけですけども、今大体、団体が何団体で、この減額の比率というのは大体種目も同じぐらいの減額になっているということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問の詳細については、資料を持ちませんので、後ほどお知らせしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（湯浅正司君） まだあと数名、質疑の模様があるようですので、また午後からしたいと思います。

午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について、他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 84 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 15、議案第 84 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 84 号、令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

別冊 3 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 4 号になります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,405 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 6,027 万 8,000 円と定めるとしております。

続きまして、4 ページをお開きください。歳入でございます。款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。繰入金としまして、保険基盤安定繰入金、2 種類ございまして、保険税軽減分を 903 万 9,000 円、保険者支援分を 501 万 1,000 円増額をしております。保険税軽減分につきましては、低所得者の保険税軽減分の財政支援、この分が入ってくるというものでございます。保険者支援分につきましては、保険税の軽減者が多い場合、保険税の水準が下がってまいります。その分を財政支援ということで二本立てになっております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。これは、県の保険者に納めるものでございますけれども、歳入で説明しました保険基盤安定繰入金がございますので、この納付金につきまして財源を充当しますので、財源の変更ということで、上から医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分ということで 3 本財源の変更をさせていただいております。

最後に、予備費でございます。上記の財源の変更に伴いまして、予備費を増額をしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 4 ページの保険基盤安定繰入金、一般会計からのですね。これは経営基盤支援ということで、一般会計からの繰入金があるんですが、国からは一般会計には国庫補助か何かあるんでしょうか。それとも、純粋にそのまま自主財源から出すような形になるんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 保険基盤安定繰入金、この部分につきましては、一般会計でも計上させていただいておりますけれども、4 分の 3 を県からいただきまして、市が 4 分の 1 ということで財政支援を行うというものでございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 85 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯淺正司君） 日程第 16、議案第 85 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 85 号、令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

別冊 4 を御覧ください。1 ページを御覧ください。今回の補正予算は、第 3 号補正になります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 741 万 8,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 36 億 8,897 万 4,000 円とするとしております。

続きまして、4 ページをお開きください。歳入でございます。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金です。目 3 事業費補助金でございます。これは介護保険システムの改修の補助金ということで国から 2 分の 1 出るものでございますけれども、今回の改修は税制改正に伴う改修でございます。

続きまして、目 4 保険者機能強化推進交付金、5 番目の介護保険保険者努力支援交付金、上のほうの保険者機能強化推進交付金につきましては 7 万 2 千円減額ですけれども、保険者努力支援交付金につきましては 597 万 9,000 円ということでございます。この 2 つの交付金につきましては、自治体の介護予防等の積極的な取組に対しまして交付される補助金でございまして、国の評価指標に基づきまして、それを点数化しまして、配分額が決まって、それで配分というものでございます。

続きまして、款 8 繰入金、一般会計繰入金でございます。事務費等の繰入金としまして 77 万 8,000 円増額しております。これは、システム改修の補助残につきまして、一般会計から

繰り入れるものでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。委託料としまして、先ほど申しました介護保険システムの改修事業の業務の委託を計上しております。151 万 1,000 円の増額でございます。

続きまして、2 段目、3 段目でございます。款 5 地域支援事業費でございます。歳入で説明しました保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金という交付金が 2 つ入ってまいりました。この歳入をこの支援事業費の財源に充当するというところでございまして、財源の変更ということにしております。

最後に、予備費でございますけれども、上記の財源の変更に伴いまして、予備費を増額というものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 86 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17、議案第 86 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 86 号、令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

別冊 5 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正は、第 3 号補正になります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43 万 3,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 4 億 6,722 万 4,000 円とするとしております。

詳細につきましては、4 ページをお開きください。歳入でございます。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金でございます。事務費繰入金としまして 19 万 8,000 円計上しております。これは税制改正に伴いますシステムの改修費用でございまして、これにつきましては、国から 5 分の 1 補助がございまして、市が 5 分の 4 負担するというものでございます。

目 2 保険基盤安定繰入金でございます。1 万 9,000 円増額をしております。これは、先ほどの国保と同じでございまして、低所得者に対します保険料軽減分の財政支援というものでございます。

続きまして、款 6 諸収入でございます。項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金でございます。これは、保険料還付金でございまして、21 万 6,000 円補正をしております。

還付金で歳入でございますけれども、保険料につきましてはすべて県の広域連合に納入いたします。還付が発生した場合、広域連合からお金を一旦いただいて、その後、還付金として支払うというものでございまして、その分を上げているところでございます。内訳としましては、被保険者の死亡であったり、転出であったりというところで発生する還付金でございます。中に一部新型コロナウイルス感染症の現年分も少しございます。

続きまして、5 ページでございます。歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。委託料としまして、先ほど説明しましたシステム改修の業務委託料 19 万 8,000 円を新規で計上しております。

続きまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険基盤安定負担金で歳入しましたものはすべて県の広域連合に納入いたしますので、同額を支出というものでございます。

続きまして、款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金でございます。先ほどの保険料の還付金を今度は被保険者に支出するというものでございまして、同額の 21 万 6,000 円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 87 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 87 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 87 号、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。

資料は、別冊 6 です。開けて、1 ページを御覧ください。今回補正予算、第 2 号補正になります。

まず、病院経営に係る予算として、収益的収入及び支出ですが、既決の予定額の収益費用それぞれ今回 915 万 5,000 円を増額し、合計額を 26 億 7,497 万 7,000 円といたしました。なお、収益の内訳は、医業収益を 3 億 7,684 万 7,000 円減額し、17 億 19 万 7,000 円、医業外収益を 3 億 8,600 万 2,000 円増額し、9 億 7,473 万円としております。

次に、第 3 条、病院の施設設備に係る資本的収入及び支出ですが、既決の予定額に収入支出それぞれ 4,837 万 8,000 円増額し、収入合計額を 3 億 7,175 万 4,000 円、支出合計額を 4 億 7,395 万 8,000 円といたしております。

詳細につきましては、6 ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の、収入になります。医業収益につきましては、入院収益、外来収益、合計で3億7,684万7,000円減額し、17億19万7,000円といたしております。内訳につきましては、入院収益を4階病棟の空床確保分といたしまして2億7,684万7,000円の減、外来収益を診療控えに係る分として1億円の減としております。

次に、医業外収益は、補助金を3億8,600万2,000円増額し、合計5億3,647万6,000円といたしております。今の補助金なんです、9月議会で御承認いただきました新型コロナウイルス感染症関連の第1号補正の継続ということで、上から3つの補助金はそういうものの性格です。今回、国の第2次補正予算並びに予備費補正予算に係る追加分として計上いたしております。まず、1つ目の緊急包括支援交付金につきましては、診療体制整備に係る補助金として115万5,000円の増、2つ目の患者等入院病床確保事業費補助金、これがいわゆる空床確保補助金ということで3億7,504万7,000円の増、3つ目が入院医療提供体制支援交付金といたしまして、入院患者の診療に直接従事する職員の手当に係る補助金として180万円の増を上げております。4つ目は、新規の補助金といたしまして、インフルエンザ流行期を迎え、診療体制整備に係る補助金として800万円を計上いたしております。今申し上げました2つ目と3つ目の補助金が、先ほど申し上げました医業収益の減額の補填用の充当財源となっております。

開けて、7ページをお願いいたします。次に、支出です。医業費用といたしまして、経費を915万5,000円増額し、合計額として5億3,889万4,000円といたしました。内訳につきましては、まず消耗備品費として、感染性廃棄物スタンドを購入する予定にしております。その費用額が合計で115万5,000円になります。それと、委託料につきましては、警備等業務委託400万円、医療事務業務委託・派遣契約400万円、それぞれ増額しておりますが、これにつきましては、まず警備等業務委託は新型コロナ対策として面会制限を継続しておりますが、併せて発熱者に係る入館業務を強化するための人員補充の費用です。次の医療事務業務委託派遣契約につきましても、新型コロナ対策として発熱外来業務の増加に対応するための人員補充としてそれぞれ今回増額しておりますが、どちらも10割全額補助となっております。

次に、資本的収入及び支出のまず収入です。補助金といたしまして、県補助金を4,837万8,000円増額し、合計額5,282万5,000円といたしました。これにつきましては、内訳は、まず1つ目、緊急包括支援交付金は、先ほど説明しました収益的収入と同じく、国の第2次補正予算並びに予備費補正予算に係る追加分になります。診療体制の整備に係る補助金として4,337万8,000円増額しております。2つ目の補助金は、インフルエンザ流行期を迎え、診療体制整備に係る補助金で500万円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。支出になります。建設改良費といたしまして、固定資産購入費を4,837万8,000円増額いたしまして、合計額を3億2,282万5,000円としております。これにつきましては、先ほど説明させていただきました補助金を財源といたしまして、新型コロナ対策及びインフルエンザ流行対策に必要な医療機器等の備品購入を予定しております。なお、購入予定の医療機器等は備考欄に上げてあるそれぞれの機器とかなります。

す。これにつきましては、すみません、説明を割愛させていただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 補正予算の内容を見ますと、国の支援をきっちり受けられる体制をつくって、頑張っておられる点を非常に評価したいと思います。その中で、コロナの問題もずっと続いていますけれど、スタッフの方々は元気にされているかというのを伺いたいとのと。もう一つ、PCR検査、これについてプレハブをつくってやっていると思うんですけど、これは個人的には受けられるような体制になっているのでしょうか。その2点をお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず、補助金につきましては、前の議会でも御説明しましたが、今回のコロナ対策として全国の病院が必死に今取り組んでいることに対しまして、国が運営費の補助をしたいと、してくれるということで、当院につきましては、今お褒めの言葉もいただいたところなんですけど、阿蘇保健所管内で唯一の感染症指定医療機関として早くから、最初のほうは公表ができなかったんですが、陽性患者の受入れの実績ということがありまして、それを踏まえて、重点医療機関として補助対象となりました。職員の気持ちにつきましては、なかなかやはり最初は未知のウイルスということで非常に恐れるべきものでしたので、何回も院長が、職員を集められませんが、個々に職員をグループ単位で集めて、公立病院としての職員としてやるべきことをということで説得を重ねながらやっております。今のところ、そういうことで職員の気概を含めて、みんなで頑張ろうということで取り組んでいるところです。

PCR検査につきましては、病院にもお問合せがあります。今のところ保健所と医師の判断ということ踏まえて、行政検査が主流になっておりますが、いろんな不安要素を含めて、個人での任意検査の希望もあっておりますが、できれば今のところ行政検査のルートに乗せてくださいと。といいますけど、先ほどの学校のもありましたが、費用がかかりますので、ある意味その費用を負担してでも、自己負担でも構わないのでしてくれということに対しては一応病院として取り組もうということで予定はしております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） コロナ禍の中、医療センターがあることを非常に頼もしく感じるし、頑張っていたきたいと思います。医療スタッフの方々の頑張りに感謝したいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

9 ページの医療機器等の備品購入費ということで、4,800 万円上がっております。患者自体、今大変問題になっているのが、重症患者がだんだん多くなっているということで危機的状況というような報道もあっておりますが、中等症と重症患者ですね、医療センターで今は中等

症までしか受入れができないということになっていると思うんですけど、その違いといいますか、例えばECMOあたりを使うと、10人から15人ぐらい看護師さんが1台にかかるというような報道もあっていますけれども、そこらの説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 今、市議がおっしゃっていただいたとおりなんですが、当院としましては、当初から備えておいた医療資機材、それとコロナに併せて購入した資機材もございますが、一応人工呼吸器を使う中等症までは何とか対応できると。あと、医療機器もなんですが、今おっしゃっていただいたスタッフですね、やっぱり相当限定的に集中して、防護服を着て、患者様の対応をしなければならないということで、また1クール、2クールというか、そういった班編制をしながらしないことには対応できませんので、大変申し訳ございませんが、今のところ中等症で、中等症も重症化しそうな場合にはECMOとかあるような三次の医療機関に搬送させていただいております。それは、あくまでも患者様のためということで、区分といいますか、そういった形で今対応させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第19 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）

○議長（湯浅正司君） 日程第19、議案第88号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、40ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。下のほうをお願いします。公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手續に関する条例第5条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の名称、阿蘇市神楽苑でございます。指定管理者に指定する団体及び代表者でありますけれども、株式会社神楽苑、代表取締役、古澤新一氏でございます。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間になります。

以上、御提案させていただきますので、御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 89 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 21 議案第 90 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 20、議案第 89 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」並びに日程第 21、議案第 90 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」につきましては、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 89 号並びに議案第 90 号は、一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今一括議題とさせていただきました議案第 89 号、議案第 90 号の旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案集の 41 ページをお願いいたします。まず、議案第 89 号です。

提案理由ですが、本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町手野字北山 2853 番の 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 45 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は採草利用でございます。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 50 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付いたしておりますが、現地は県道 45 号阿蘇公園菊池線、通称ミルクロード北側の宮坂牧野組合の入会地でございます。

続きまして、43 ページをお願いいたします。議案第 90 号になります。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部、及び一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 7 万 2,200 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸大根栽培となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 20 日までで、使用料は 108 万 7,000 円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線西側ほか 2 か所の上荻の草牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 91 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（湯淺正司君） 日程第 22、議案第 91 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 91 号、和解及び損害賠償の額の決定について。次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要について説明いたします。事故の概要といたしまして、令和 2 年 6 月 30 日午後 4 時 30 分頃、阿蘇市内牧 1381 番地 1、市営番出住宅跡地において、当該住宅跡地に駐車後、車を発進させ、右方向へ L 字に曲がったところ、水路のグレーチングがずれ落ち、車両を破損されたものでございます。和解の相手方は、記載のとおりでございます。

和解の内容といたしまして、1、市は相手方に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として既払い金 3 万 3,880 円を含む 140 万 20 円を支払うものとする。2、金 136 万 6,140 円は、市が保険契約加入する損害保険ジャパンから相手が指定する預貯金口座に支払うものとする。3、市及び相手方は、市と相手方の間に一切の債権債務関係がないことを確認する。4、損害賠償の額 140 万 20 円、既払い金 3 万 3,880 円を含んでおります。内訳といたしまして、レッカー代、車両買替え諸費用、レンタカー代となっております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

レンタカーも 68 万円ということで、これは 3 か月ぐらい借りていると思われまして。買替え費用で 68 万円ということは、こういうふうな事故形態であればちょっと考えられないんですけれども、どういう故障内容だったんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 議員がおっしゃるとおり、レンタカー代といたしましては、7 月から 9 月にかけてのおよそ 2 か月分ということで、車種がミニバンですので、同等車種で 68 万 4,000 円ということになります。車両買替え費用といたしましては、こちら損保ジャパンの算定によりまして、経済的な全損とみなされるために、同程度の中古車市場によりまして、同等年式の同等走行距離の取得価格で示談交渉がまとまったということになります。

○議長（湯淺正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 損害額は今御説明のとおりだろうと思いますけれども、いわゆる故障はどのような故障をしていたんですか。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 車を移動されたときに、車両の前方部が全体的に破損しております。グレーチングを跳ね上げたことによりましてですね。車の前の部分と下の部分、フェンダーのゆがみ、それにエンジンの異常音もあったということで経済的な全損とみなしたということでございます。

○議長（湯淺正司君） 9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

番出住宅の跡地は、今、解体も進んで、空き地がある状態になっています。それと、小学校関係の親は、あのあたりに送迎で車をちょっと停めたりするような場所にもなっています。事故が起きた場所は、番出住宅の解体の跡地のどのあたりになりますか。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 内牧小学校のプールの東側になります。あそこは、一戸建てが以前は30戸ぐらいあったんですが、順次取り壊しておりまして、現在は一戸建ての部分については4戸ほどしか入居者がおられません。30戸のうち、ほとんどの部分については解体撤去をしたということでございます。したがって、全部の入居者がいらっしゃらなくなりましてならば、整地して、立入禁止等を行う予定ではございましたが、現時点では車の乗り入れ自体を想定しておりませんでした。このため、未整地で凸凹の状態であり、道路との段差もあったということで、私どもの管理が行き届いていなかったため、その間に事故が起きてしまったこととなります。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） プールの東側は、先生方の駐車あたりの車も常時駐まっていたんじゃないかと思っておりますけれど、事故後は何か入られないように措置がしてあるのか、小学校側にはあそこに駐めないでくれというような措置がしてあるのか、その辺の指示はされていますか。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 事故の後、速やかに水路上にはバリケードを張って、乗り入れないように表示をしております。学校にも正式に、今のところ住宅用地、行政財産ですので、目的外使用の許可ということで、保護者の送迎用に使っていただくということでやり取りして、今は無償でお貸ししているような状況です。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 最後です。周知としてきっちり管理をして、空いているところに、例えば普通の私用で駐められているような車も市の空き地にあるような感じもしております。市は市としてきちんと管理をしておかないと、駐めてはいけないところに駐めておいて、そして出かけに今度はグレーチングをひっくり返して崩れたから、市に修理をしてくれというのは、それは本末転倒ですので、やっぱり管理はきっちりしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） この事故の後に、このような形で10対0という形になります。

したので、各遊休土地たくさんございますが、今点検作業を行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 児玉議員の関連ですけれども、損害賠償の額のレンタカーの期間が分からないので、お聞きしたいんですけれど。買替えという結論が出て、買い替えるのに結構な期間がかかって、レンタカー代がかさんで100万円を超えているということなんですけど、こんなに期間がかかった理由と、期間をかけていいものかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 保険加入は、町村会を通じて損保ジャパンに加入しているんですが。

〔「ゆっくり大きく言ってください」と呼ぶ者あり〕

○住環境課長（藤田浩司君） はい、失礼しました。

示談の交渉窓口につきましては、担当課が当たりまして、過失割合等で相手方と交渉を重ねてきたところなんですけど、何分御納得いただけなかった部分も金銭的にございましたので、相手方が弁護士を代理として間に入れてこられました。したがって、当方といたしましても、町村会あるいは損保ジャパンと直接弁護士さんたちとのやり取りということで、今回このように時間がかかったということになります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第23 請願第3号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願

○議長（湯浅正司君） 日程第23、請願第3号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

14番議員、田中弘子君。

○14番（田中弘子君） それでは、請願第3号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について、紹介議員の説明を行います。

近年の核家族化や少子化、地域におけるつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会的変化は著しく、地域から孤立しがちな家庭や子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えていきます。また、過保護や過干渉の傾向がみられる一方で、子供を放任する保護者が増えるなど、家庭の教育力の低下も指摘されています。また、教育基本法についても、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されています。よって、この請願は、国において家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法の制定を要望するものでありますので、議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 議会運営委員会の席でも申し上げました。この内容には賛同しますし、いい提案だろうと思っております。ただ、その後ろの請願の出願先が菅内閣の全閣僚と、こういったやっぱり請願の仕方はおかしいと思うんですよ。これをよく検討されて、適切な請願先に絞って提出されるような条件をつけて賛成したいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 議会事務局長。

○議会事務局長（本山英二君） その件で事務局から説明します。

議会運営で、今、藏原市議が言われましたとおり、意見がございました。これについては、委員会に付託ですので、委員会で採択となれば、当然、委員会発議として意見書提出の議案が追加議案で出されると思いますので、委員会で十分その件は議論していただいて、提出先まで絞り込んで協議をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 請願第 3 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第 3 号については、所管の文教厚生常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1 時 46 分 散会